

令和 2 年度匝瑳市生涯学習センター運営審議会会議録

- 1 日時 令和 3 年 2 月 19 日（金）
開会 午前 9 時 00 分 閉会 午前 10 時 00 分
- 2 場所 野栄福祉センター2 階 娯楽室
- 3 出席委員 磯部浩委員 熱田康雄委員 石橋春雄委員
須之内靖子委員 五鬼田実智子委員 押尾悦子委員
熱田成治委員 熱田節子委員 野仲哲二委員
- 4 出席職員 教育長 二村好美
(事務局) 生涯学習課長 林 鉄也
生涯学習班副主幹 宇井信一
生涯学習班主任主事 増田泰之
- 5 開 会
- 6 挨拶 二村好美 教育長
- 7 委員長、副委員長の選出について
会長に石橋春雄委員、副会長に熱田康雄委員を選出した。

- 8 議事
(1) 令和 2 年度事業報告について

議 長 事務局の説明を求める。

事務局 資料のとおり説明。

令和 2 年度の生涯学習センター利用件数及び利用人数は昨年度と比較して大きく減少している。新型コロナウイルス感染症の影響により緊急事態宣言が発出されたことに伴う施設の休止、外出の自粛等が原因と考えられる。

生涯学習センター市教委関連事業についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業が中止となった。生涯学習センター講座に関しては、ヒーリングピアダンスを除く 10 講座について、感染症対策を講じて実施した。

【(1) についての質疑】

- 委員 A 生涯学習センター入口で感染症対策を実施しているが、それによる感染者の発覚やその他トラブル等はあったか。
- 事務局 来客に対しては入館時に検温、消毒、チェックリストの記入等をお願いしているが、今のところ感染者は確認されておらず、トラブルも起きていない。

(2) 令和 3 年度事業計画（案）について

- 議長 事務局の説明を求める。
- 事務局 資料に基づき、「令和 3 年度匝瑳市生涯学習センター基本方針（案）及び令和 3 年度市教委関連事業計画（案）について」を説明。
- 令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響により多くの事業が中止を余儀なくされたが、今後、ワクチンの接種が段階的に行われることを踏まえ、令和 3 年度は感染症対策を講じたうえで事業を実施できるよう努めてまいりたいと考えている。親子休日チャレンジ講座について、令和 2 年度に実施した「招き猫と招き牛のオリジナル絵馬作り体験」に代わり、「親子でパークゴルフ体験」を新規事業として開催する予定である。

【(2) についての質疑】

- 委員 A 生涯学習センターを利用する際、飛沫感染防止用アクリル板を借りることはできるか。
- 事務局 現在テーブルに設置されているアクリル板は匝瑳市役所の備品であり、この会議のために借りてきたものである。生涯学習センターにはアクリル板の用意がないため、購入については今後の検討課題としたいが、まずは手指消毒や換気等の基本的な感染症対策を講じて運営してまいりたい。
- 委員 B 今後、新型コロナウイルスのワクチン接種開始に伴い、生涯学習センターが会場となる等の影響はあるか。
- 事務局 匝瑳市内のワクチン接種会場としては、市民ふれあいセンターと野栄総合支所を予定しているが、開始時期は未定である。生涯学習センターの利用については影響がないと思われる。

(3) 匝瑳市使用料、手数料、占用料等規則の改正（案）について

- 議長 事務局の説明を求める。
- 事務局 資料に基づき説明。
- 合併前の旧八日市場市と旧野栄町それぞれの施設の減免基

準について不均衡が生じているため、受益者負担の原則に基づき減免基準の見直しを図ることとした。これまで複数回にわたり会議を開催して調整を進め、昨年 12 月に市議会でも協議してもらった。生涯学習センターにおいては、公民館、のさか図書館の減免基準と整合性を図ることとした。

生涯学習センターにおいて変更となる部分は、免除基準の 3 番である。現行では「市内の各種団体が非営利の目的で主催する行事等に利用する場合」となっているが、公民館、のさか図書館との整合性を図り、変更後は「市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合」に改めた。今後のスケジュールとしては、令和 3 年 7 月 1 日から新たな減免基準の適用を開始することとなっている。

【(3) についての質疑】

委員 A 減免基準表に記載のある社会教育関係団体及び社会福祉関係団体の定義について聞きたい。

事務局 社会教育関係団体については、市 P T A、市こども会、市スポーツ協会、青少年相談員、ボーイスカウト、ガールスカウト、発明クラブ、匝瑳市文化団体協議会、スポーツ少年団等が該当する。社会福祉関係団体については、障害者施設や保育園などの社会福祉法人認可団体、保護司会、社会福祉協議会、日本赤十字社、保健推進員等が該当する。

委員 C 免除とする団体を登録制にするような仕組みを作る予定はあるか。

事務局 公民館では団体に届出書を提出してもらい、1 年間の使用料を免除とする仕組みができています。今後、生涯学習センターでも同様の仕組みを作ろうと考えています。

委員 C 野栄文化会の所属団体は年度初めに団体登録書を事務局（生涯学習室）に提出しているが、それを代わりとすることは可能か。

事務局 可能である。

委員 C 利用団体の代表者が市内在住であり、且つ利用者の過半数が市外在住の場合の取り扱いについて聞きたい。

事務局 利用者の過半数が市外在住の場合、市外料金で取り扱っているが、今回の減免基準変更に伴い、公民館、のさか図書館との整合性を図ることから、今一度取り扱いについて内部で検討することとしたい。

委員 D どのような団体が新たな免除基準に該当しないのか。

- 事務局 レクリエーションや勉強など非営利の目的で利用していた個人や団体等が非該当となる。生涯学習センター講座からできたサークルについても同様の取り扱いとなるので、免除基準に該当する社会教育関係団体への加入を案内していきたいと考えている。
- 委員D 今後、免除が適用されない団体が増えると、施設の利用が抑制され、様々な活動が衰退していく懸念はある。
- 事務局 新たな減免基準の適用まで時間があるので、各団体への適用の可否や事前周知について、内部で十分に検討してまいりたい。
- 委員A 「社会教育関係団体」とは、ふれあいスポーツランドなど他の施設の場合でも同様に考えてよいか。
- 事務局 基本的には考え方は同様である。今回の改正は、市内の同種の施設間の不均衡を改善することが目的であるが、まだ調整不足の部分があるため、今後も内部で十分に検討して参りたい。

9 その他

- 委員C 高齢の利用者が2階に上がる際、苦勞している場面が多々見受けられる。2階しか部屋の空きがなく、利用を断念することもあるため、2階に上がりやすい工夫をしてもらえると助かる。
- 事務局 利用者にはご不便をおかけしている。建物の構造、優先すべき修繕、予算等の問題を考慮し、検討して参りたい。
- 委員E 昨年の審議会の際、研修室の畳の撤去をお願いし、早急に事務局に対応してもらったので大変助かった。感謝している。

10 閉会